

令和4年5月11日

関係各所属長殿

交通部 長

運転技能検査の運用について（通達）

運転技能検査（以下「検査」という。）については、運転免許に係る講習等に関する規程（平成22年三重県公安委員会規程第7号。以下「講習規程」という。）に基づくほか、警察庁交通局長通達に準拠しているところであるが、その他運用について必要な事項は下記のとおりとするので誤りのないようになされたい。

記

1 検査の実施機関に対する指導及び監督

三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、検査を委託した場合には、運転免許管理課長（以下「課長」という。）及び検査の場所を管轄する警察署長は、検査を委託した機関（以下「検査実施機関」という。）に対し、検査が適正に実施されるよう積極的に指導監督を行うものとする。

2 運転技能検査員の承認

(1) 課長は、運転技能検査員になろうとする者に対し、運転技能検査員承認申請書（様式第1）、履歴書、運転免許証の写し及び講習規程第33条第2項に定める運転技能検査員の要件を充足することを証明する書類を提出させるものとする。

(2) 課長は、運転技能検査員になろうとする者から、承認の申請を受理したときは、運転技能検査員の要件及び運転技能検査員としての適性等について審査し、申請者が運転技能検査員として適任であると認められたときは、運転技能検査員承認書（様式第2）を交付する手続をとるものとする。

(3) 課長は、運転技能検査員が運転技能検査員の要件を欠いたとき又は運転技能検査員として著しく適性を欠いたと認められたときは、その承認を取り消す手続をとるものとする。

なお、運転技能検査員の承認を取り消した場合、速やかに運転技能検査員承認書を返納させる手続をとるものとする。

3 実施結果の報告

(1) 課長は、検査実施機関の長に対し、検査を実施したときは、検査終了後速やかに、運転技能検査結果報告書（様式第3）により報告させるものとする。

(2) 課長は、検査実施機関に対し、検査結果について、受検者から苦情や不服の申出があったときは、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況、不服の内容等を記

録し、速やかに報告させるものとする。

4 運転技能検査受検結果証明書の交付及び管理

- (1) 課長は、運転技能検査を終了した者で、検査の成績が70点以上の者に対し、講習規程第34条に定める運転技能検査受検結果証明書（以下「結果証明書」という。）を速やかに交付するものとし、検査の成績が70点未満の者で結果証明書の交付を希望する者に対しても、同証明書を交付するものとする。

なお、結果証明書については副本を作成し、1年間保存するものとする。

- (2) 課長は、結果証明書について、必要数を把握し、三重県公安委員会公印規程（昭和41年三重県公安委員会規程第5号）及び三重県警察の公印の取扱いに関する訓令（平成13年三重県警察本部訓令第27号。以下「公印訓令」という。）に定めるところにより、公印の印影をあらかじめ印刷又は押印しておくものとし、結果証明書の管理は、公印訓令第11条に定める公印印刷用紙出納簿により行うものとする。

5 結果証明書の再交付

- (1) 亡失、滅失、棄損等の理由により結果通知書の再交付を受けようとする者があるときは、運転技能検査受検結果証明書再交付申請書（様式第4）（以下「再交付申請書」という。）を提出させるものとする。

- (2) 再交付申請書を受理したときは、当該申出者が結果証明書の交付を受けた者であることを確認の上、再交付するものとする。

なお、結果証明書を再交付する場合、右上部に「再交付」と朱書きするものとする。

- (3) 警察署で再交付申請書を受理したときは、再交付申請書を課長あてに送付するものとし、課長において、当該申請者が運転技能検査を受検した者であることを確認の上、結果証明書を警察署に送付し、警察署において再交付するものとする。

- (4) 運転免許管理課で再交付申請書を受理したときは、課長において当該申請者が運転技能検査を受検した者であることを確認の上、結果証明書を再交付するものとする。

6 その他

課長は、検査実施機関から運転技能検査報告書を受理したときは、速やかに警察庁情報管理システムに当該対象者の検査結果の登録を行うものとする。

様式第 1

年 月 日

三重県公安委員会 殿

住所

氏名

運 転 技 能 検 査 員 承 認 申 請 書

運転免許に係る講習等に関する規程（平成22年三重県公安委員会規程第7号）
第36条の規定により運転技能検査員として承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(A 4 規格)

様式第 2

第 号

運転技能検査員承認書

住所

氏名

生年月日

上記の者を運転技能検査員として承認する。

年 月 日

三重県公安委員会 印

(A 4 規格)

様式第3

運転技能検査結果報告書

年 月 日

三重県公安委員会 殿

講習実施機関の長

下記の者に対する道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を 年 月 日に終了したので報告します。

番号	氏名	生年月日	性別	免許番号	得点	種別	備考

備考 種別欄は、第1種免許のみ保有者は「1」、第2種免許（大型二種、中型二種又は普通二種）を受けようとし、又は現に受けている者は「2」と記載する。
(A4規格)

様式第 4

<p>運転技能検査受検結果証明書再交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 殿</p>	
氏名・生年月日	年 月 日生
住 所	
受 検 日	年 月 日
受 検 場 所	
再交付を申請 する理由	

(A 4 規格)